

Zenken通信 (vol. 28)

▽ 今回のお届け情報

Title: 沖縄県「最低制限価格 新基準に引き上げ」

Outline

添付資料P1

○沖縄県は、最低制限価格の算定式等を中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）の新モデルに準じて見直した。
なお、同県は今年3月に設置した建設業審議会において、引き続き「最低制限価格の適正なあり方」について議論していく（Zenken通信vol.19を参照）。

[見直し内容]

1. 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$
2. 算定式
 - ・ 直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
 - ・ 一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

担 当 : 事業企画課 林

最低制限価格引き上げ

沖縄県、きょうから適用

沖縄県は、建設工事入札の最低制限価格引き上げの適用日を、24日に決めた。同日以降に指名および公告する案件で適用する。

見直しでは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルにあわせ、最低制限価格の算定式のうち現場管理費を10%引き上げる。

見直し後の算定式は「直接工事費95%＋共通仮設費90%＋現場管理費70%＋一般管理費30%」。

見直しにより最低制限価格は現行より5%程度引き上げられ、設定範囲は予定価格の70～90%となる。